



和歌山県後期高齢者医療広域連合告示第12号

和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第24号）第6条の規定に基づき、平成28年度における人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表する。

平成29年9月5日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 神出政



平成28年度における人事行政の運営等の状況

人事行政の運営の状況について、和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成28年度の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免

平成28年度における広域連合の職員は、すべて関係市町からの派遣職員であります。そのため、職員の採用や退職などの任免については、当広域連合では行わず、派遣元の市町で行われています。

(2) 職員数

広域連合の職員数は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例で定められており、定数18人に対し、平成28年度末の職員数は17人となっています。

職名	人数
事務局長	1
事務局次長	1
課長	1
主幹	0
班長	5
主査	3
主事	5
会計管理者	1
計	17

(平成28年度末 単位：人)

2 職員の給与の状況

職員の給与には、給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当などの手当があり、給与条例で定められています。

ただし、当広域連合の職員は、関係市町からの派遣職員であるため、派遣協定においては、派遣元の給与条例を基本としています。

(1) 人件費

平成28年度決算額 129,863,660円

※人件費には特別職（議員、各種委員）に支給される報酬は含まれていません。

(2) 職員手当

広域連合条例又は派遣元の規定に基づいて支給されています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間や休暇などは、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び同施行規則で定めています。

1週間の勤務時間	38時間45分
開始時刻	午前9時
終了時刻	午後5時45分
休憩時間	午後零時から午後1時

(2) 休暇等

有給休暇は、事由を問わず毎年付与する年次休暇と、結婚、出産等の特定の事由に基づく特別休暇等があります。また、介護休暇等における給与については派遣元と同様に扱います。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成28年度については、分限、懲戒いずれの処分もありません。

5 職員の服務の状況

職員は、住民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正に、かつ、能率的に職務を遂行するよう努めなければなりません。また、公務員として、法令及び上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務、職務に専念する義務のほか、信用失墜行為及び争議行為の禁止、政治的行為や営利企業等での従事も制限されています。また、民間企業の勤労者とは異なる

り、様々な服務上の制約が課されています。

服務規律の確保に向けた昨年度の取組状況としては、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修については、人権研修を実施したほか、給付、資格、賦課、収納業務に係る電算処理システム研修に参加するとともに、勤務能率の発揮及び増進を目的に各職員の派遣元で行われている様々な研修に参加しています。

(2) 勤務評定の状況

職員の勤務評定は、各派遣元で実施されています。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生

各種健康診断等の厚生事業は、派遣元において実施されています。

(2) 利益の保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局から適切な措置が執られるべきことを、職員が公平委員会に対して要求する制度です。また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。平成28年度については、不服申立て等はありません。